

城名黒速爲磯城縣主なご見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造君直別なごの類なる者にて、日代宮段に、自其餘七十七王者悉別賜國々之國造亦和氣及稻置縣主とあり、安閑紀卷に、津國の三島縣主飯粒、良田四十町を天皇に奉獻しこゝ見ゆ、又天武卷に、高市郡大領高市縣主許梅云人あり、孝德御世の御制よりして、縣主なごも郡司に任しかりしと聞えたり、書紀此も其職を子孫世々に傳ふることに、某縣主と云、即姓なり、縣生の姓は、此記にも書紀にも見え少しう御縣にのみありし物なれば然るべし、姓氏錄伊邪河宮化開段に旦波大縣主朝倉宮○雄段に、だゝ縣主とのみありるは然る由ありけん伊邪河宮化開段に旦波大縣主朝倉宮○雄段に志幾之大縣主と云もあり、此は臣に大臣連に大連と云如く大を如へて稱へたる物か、又思ふに、此に大縣小縣ともあれば、こは其縣の大なるを云るにあらんか、若然らば、大は其縣に附たるにて、縣主には係らず、たるいと少しう姓氏錄に出たるも甚い〔職官志〕縣是官家所班田、讀爲安賀多、大祖○神始置縣主若磯城縣主黒速猛田縣主弟猾是也。

## 〔姓序考〕縣主

縣主姓は、いとふるきものにて、官名なりしが姓になれりし也。○中さて縣のむねとせしものは、高市葛城十市志貴山邊添の六縣也、是はことに京畿に在て、朝廷の御料給ふ陸田物を作りて貢進る地なるから、新年祭祀詞、又月次祭祀詞、この外の祝詞等にもみえ、孝德紀大化元年八月丙申朔庚子詔に、其於倭國六縣被遣使者、宜造戸籍とみえしも、高市以下の六縣を云るなり、姓氏錄にも添縣主志貴縣主高市縣主の三氏はみえたり、外の三縣主は、縣主姓を失へるもあり、又亡失もあるべし、神武朝廷二年春二月甲辰朔乙巳以劍根者爲葛城國造とみえしを、姓氏錄大和國神別天神葛木忌寸、高御魂命五世孫劍根命之後也、又河内國神別天神葛木直高魂命五世孫劍根命之後也、とあれば、うつりて忌寸姓になり、又くだりて直姓にもなりし也、十市縣主は、孝安紀に、十市縣主五十坂彦孝靈紀に、十市縣主等祖女眞若媛古事記中卷黒田廬戸宮の段に、十市縣主之祖大目なごみゆ、山邊縣主は、廢帝紀第廿一に、山邊縣主男笠とみえしのみ也、此六縣主さへ轉變れるもて、各國の縣主の散亡しことを思へ、されど姓氏錄に、鴨志紀、紺口、珍努、賀茂、犬上等の六氏の縣